

2年前に板橋区では、文書管理規程が改正され「永年保存」という保存年限がなくなりました。「永年保存文書」は「長期保存文書」という呼び名に変わり、最長保存期間も30年となりました。もちろん、職務上必要な期間が30年を超えることもあるので延長できる例外規程はありますが、少なくとも、現役で活躍する文書の保存は未来永劫、永久の趣旨でないことが庁内の文書管理ルールに定められた訳です。

そして、30年経過し仕事で使わなくなった公文書（非現用文書文書）のうち歴史的に重要と思われるものは、公文書館に移管され利用公開されるしくみを板橋区は作りあげました。情報を公開し、知る権利を支えるインフラ整備に力を入れているからこそこの事業です全国でも市町村立の公文書館は数える程、板橋区は素晴らしい！（自画自賛）……。

ところで、この「最長30年の保存期間」ですが、どうして30年なのでしょう。短いのでしょうか。長いのでしょうか。ちょうどよいのでしょうか。今回はこの疑問に迫ってみたいと思います。

永年保存文書が30年になった根拠は？

「30年原則」という国際的ガイドライン

日本であまりポピュラーでない公文書館も、世界では図書館や博物館があるのと同じくらい常識のようです。公文書館の世界組織である「国際文書館評議会」（略称ICA）という組織が1968年に「一般的な公的記録は、作成後30年経過したら原則公開しよう」ということをマドリードの大会で決議・勧告しました。これにより「30年原則」という国際的ガイドラインができあがりました。

人の利害は30年経ったらおおよそ消滅する

30年という期間はどんな時間を意味するのでしょうか。欧米では、一ゼネレーション一代を30年と捉えています。ある世代が始まってから終わるまでの期間、一個人の生活をベースにするならば、ある組織に就職してから定年で退職をするまでの期間、おおよそ人の職業人生が30年であると捉えています。

記録に残された責任ある仕事をした当事者は30年という期間には退職してしまおう。30年一代という期間は、人の利害関係もおおよそ消滅してしまうであろう。という考えで文書の公開までの成熟期間を作り上げたようです。30年一代という期間は、組織の中の個人に対する利害関係をおおよそ消滅させることのできる時間なのです。ですから非公開とされていた文書が公文書館で公開されるのは、おおよそ皆さんが退職されてからということになります。

日本における30年原則

日本の公文書館が、進んだ欧米の考え方を参考にし、同じように30年原則に従っていることは言うまでもありません。ただし、日本の地方文書館の現状は、現用文書保存期間を30年と整理できているところが少ないため、公文書館に移管してもらう理由づけの待ち時間となっているのが実態です。ICA勧告の本来の趣旨は、現用時代に情報公開でも開くことができなかつた情報が公文書館に移管されることでやっと開かれる、という公開までの待ち時間と考えなければならないということのようです。

また、日本では、国の情報公開法を契機に30年原則の考え方も変化の途上にあります。国も板橋区も同じ方法をとっていますが、公文書を30年間寝かせて公開を待つということではなく、保存年限が30年未満の公文書が移管された場合には、プライバシー等の特別な理由のない限りすみやかに整理し公開していく方法がとられています。もちろん、整理中も公開します。

情報公開との関わりも含め、何のための公文書館なのか、その理念を整理できている公文書館はまだまだ数少ないのです。板橋区はすごい！（また自慢してる）……。

（参考文献：「文書館入門」 国際資料研究所 小川千代子氏）